



筆

これからの共同研究と法モデル

金森 順次郎*

Cooperative Research and Law Models

Key words : Cooperative Research, Intellectual Properties, Law Models, Partnership

私の勤めている国際高等研究所は、未来の人類社会の幸福な発展に貢献する研究を推進することを目的として、1984年に全国財界の寄金で設立された財団法人である。その事業は大別して五つに分類される。第1はプロジェクト研究で、人の心、人間社会、自然、芸術と技術にまたがる、通常の研究プロジェクトでは取り上げられない、また、必ずしも短期間で結論が得られない課題について、多分野の観察を総合することを目指している。規模の大小はあるが、2002年度では14の研究プロジェクトを実施している。これらのプロジェクトは相互に関連していて、実際に、以下の議論に引用する例が示すように、プロジェクト間の相互作用から新しい発展が生れている。その全体像の紹介は文献¹⁾に譲りたい。第2の事業は、個人的な研究活動援助である。毎年10人程度のフェローを国内外から招聘し、一年間の期限でオフィスと若干の研究費を提供し、自由な発想に基づく研究活動を行っていただく。その活動から前記の研究プロジェクトや国際協力事業に発展する場合がある。第3の事業はスペシャリスト養成事業と称し、既成の大学院でカバーできない新しい課題について、各地から専門家を講師に招き、20人程度までの若手の研究者を受講生として、1ないし3週間の強化合宿スタイルで行うワークショップあるいはスクールである。これまでに情報生物学分野で2回、コンピュテーションナルマテリアルズデザイン分野で1回行っている。この事業は、受講者が目的の知識を獲得す

るだけでなく、相互にまた講師とも所属組織を超えて親しくなり、相乗効果で我国の将来を担うスペシャリスト集団を形成することを目指す。第4の事業は、学術出版事業で、研究成果の出版が第一の目的であるが、後に説明するコピーマートの概念に基づいて新しい学術情報システムを構築する実験的研究でもある。研究プロジェクトの成果報告書、選書等が刊行されている。第5は国際協力事業を含む学術フォーラム、公開講演会等である。

第1のカテゴリーの事業で、私が代表者となっている「物質科学とシステムデザイン」と題するプロジェクトでは、物質科学の新しい発展を次世代エレクトロニクスに結びつけることを目指している。スピノニクスや有機物質・分子エレクトロニクスと呼ばれる分野がその例であるが、必要は叫ばれても現実には少なかった基礎研究者とシステムデザイン研究者、また大学の研究者と企業の研究者の対話を実現している。大学と企業から総数60名以上の研究者の参加を得て、年に5,6回以上の回数の研究会を開いている。このプロジェクトは、1999年から行っていた「物質研究における多角的協力の構築」という複合プロジェクトの企画の一つとして「物質科学と工学の新しい接点の模索」と題して行った事業の発展したものである。1999年当時の趣意書から引用すると、「現在大規模集積回路や液晶での熾烈な国際競争の下で技術開発に従事している電機産業の技術陣にとって、遠からず限界が来ると予想される現在の半導体技術の延長とは全く異質の新技術の発展は、希望に満ちた夢であると同時に、それに後れをとった場合を想像すると絶望的な悪夢にもなる。一方物質科学においては、近年物質概念に変革をもたらすカーボンナノチューブ、超伝導酸化物、機能性有機化合物、原子操作の新技術による人工物質形成等の新発見や、計算科学の発展に



* Junjiro KANAMORI
1930年3月生
1953年大阪大学理学部物理学科卒業
現在、(財)国際高等研究所所長、大阪
大学名誉教授、理学博士、物理学
TEL 0774-73-4002
FAX 0774-73-4006
E-Mail kanamori@skyblue.ocn.ne.jp

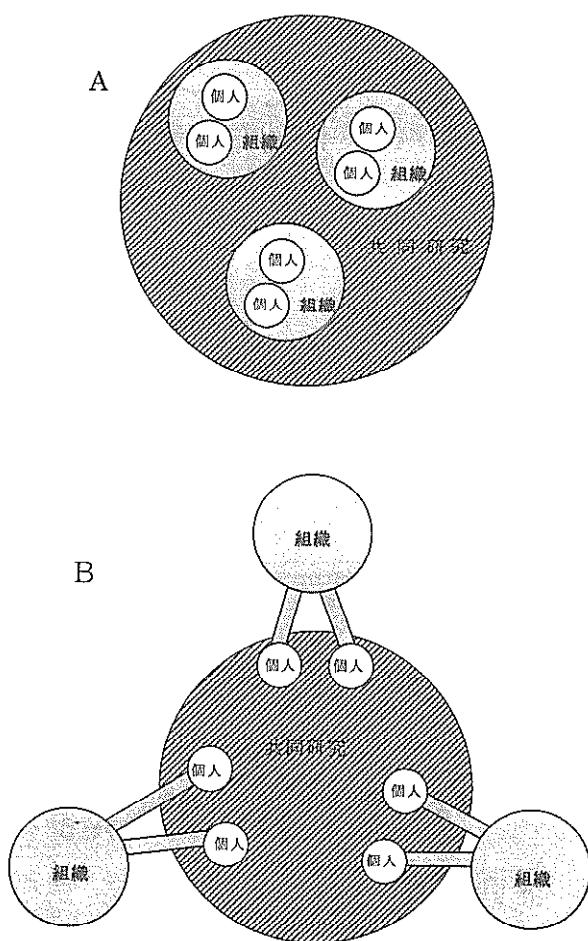
より物性出現機構の理解の急速な進歩が相次いでいる。しかし、これらの基礎科学の発展が、新しい工業技術として発展するための要件は定かでなく、ともすると、双方の研究者の間には深い暗い河が横たわっている感覚が生まれ勝ちである。かなり遠い未来まで視野に入れて、新技術創造のために実際に生産技術に関わっている人達と基礎科学研究者との対話を促進して、将来の発展の萌芽を発見育成するのが本企画の目的である。」このプロジェクトでの経験から、产学連携等での共同研究について新しい視点が生れた。

大学・企業その他の組織から研究者が集まって議論をするさいに、お互いに公表していることだけに話を限定せずに将来の夢を含めて腹蔵なく討論できることが理想である。そのさい、知的財産に関わる問題が今後ますます重要となりつつある。国立大学に属している研究者の多くは、自ら創り出した知的財産は、例外的な場合を除いて自分の所有となる現在の制度が自明のように思っている。しかし、国立大学の法人化が実現したとき、それぞれの大学で組織と個々の研究者との間の知的財産に関する権利の関係が現在のままである可能性は小さいように思われる。総合科学技術会議の知的財産戦略専門調査会の中間まとめではっきりと述べられているように、今後は知的財産に関わる権利は組織に帰属するのが原則となり、その原則のもとで知的財産を創り出した研究者をどのように適切に処遇するかという形の規則になって行くと考えられる。したがって、異なる組織に属する研究者が共同研究を行う場合それぞれの組織がどのように共同研究に関わるかということをはっきりさせる必要性は、产学連携だけでなく大学間連携でも今後浮上してくることが予想される。さらに、共同研究がどのような構成のメンバーで実行されるにしても、その間で新しく創り出された知的財産がメンバーの誰に所属するかという問題が起こることが予想される。そんな問題は相互信頼で解決するべきであるという議論は当然あるとしても、当事者間だけで解決できない場合の取扱いをあらかじめ決めて置くほうが事態の透明性の確保という意味で望ましい。オリジナリティが誰に帰属するかという問題は古くから存在する。しかし最近特許等で権利を確保することが奨励されて、オリジナリティという学問上の問題と別の次元で、争いが起きる機

会が多くなっている。

ここでは、知的財産を創り出した個人の研究者とその人が所属する組織との関係については議論をしない。取り上げたい問題は、異なる組織に属する複数の研究者が集まって共同研究を行う場合、腹蔵なく自由に討論できる環境を確保するための約束(規約)である。この点について後述のプロジェクト「情報市場の近未来の法モデル」主宰者であり、知的財産に関する法学研究のパイオニアの一人である北川国際高等研副所長(京都大学名誉教授)にご指導をお願いしたところ、積極的に「物質科学とシステムデザイン」プロジェクトに参加されて、新しい考えに基づく規約(高等研モデル)を提案していただいた。

第1図に共同研究についての二つの基本的な考え方を図示した。Aは組織間の契約に基づく共同研究で、従来から行われている。この場合組織間の壁が存在



第1図 A:従来の共同研究契約
B:高等研モデル

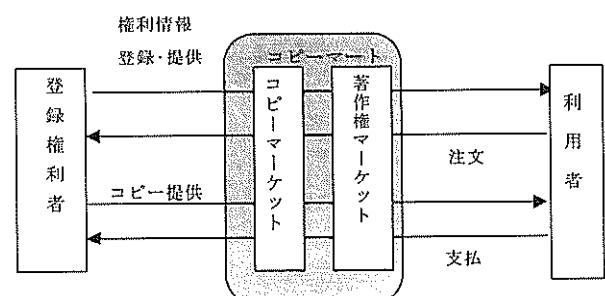
して共同研究に参加する研究者間での自由な討論の場を確保することは難しい。また知的財産の帰属は常に組織の間の話し合いで決まる事になる。Bは北川高等研副所長が提案された新しい法モデルを表している。Bでは個々の研究者が集まって一つの組合(パートナーシップ、研究機構)を作る。共同研究から生れた知的財産はこの研究機構でまずそれがメンバーの誰に帰属するかを決める。実際には研究機構内に「知的財産評価委員会」を設置し、知的財産に関する問題を処理することにしている。このようにして誰に帰属するかが決まった知的財産については、その後はその個人が属する組織のルールに従って取扱われる。「物質科学とシステムデザイン」プロジェクトでは、この考えを具体化した規約(研究機構規約、知的財産規程、研究会記録管理規程の三つからなる)が参加者の同意を得て発効し、実行されている。

詳細は文献²⁾に譲るが、このモデルは、各研究者がその所属する組織での知的財産についてのルールに従いつつ、共同研究においては自由な議論を行うことを可能にすることを発想の基底とし、必要な最小限度の規約を設定しているのが特徴である。第1図Aの場合、組織間で事細かく決めた規則を作っても、実際上の運営は大変難しく真の意味の共同研究は組織を離れた個々の研究者間の相互信頼があって始めて実現しているようである。北川教授のモデルは、まず個々の研究者間の相互信頼を確保するルールから出発していることを強調したい。このモデルは、すでに幾つかの共同研究グループから注目されていて、問い合わせを受けている。それぞれの場合に応じて、規約についてはバリエーションがあって当然である。今後も種種のケースについて研究を行うために、国際高等研究所では、「共同研究の法モデル」という研究プロジェクトを発足させている。

北川教授は日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業の一つであるプロジェクト「情報市場の近未來の法モデル」の代表者であって、本研究所はその研究活動に深く関わっている。この研究は情報と知的財産の創造と流通に関する代表者が提唱した「コピーマート」について法モデルの策定を目的とする。また、その応用として新しい学術情報システムを具体的に構築する。<http://www.copymart.gr.jp/>からその説明を引用すると(引用個所は『…』で示す。),

コピーマートとは『デジタルコンテンツの流通に関する契約モデルであり、権利者があらかじめそのコンテンツの利用条件を決めた権利データを登録し、かつ、そのコンテンツのコピーが代金と引換に提供される取引市場のこと』を指す。前記の代金と言う言葉には無償の場合も含まれている。また、利用条件の中には、使ったコピーマートから取り出した計算プログラムの出所を論文で明記するというようなことも当然含まれる。『このような取引市場では、著作権の利用の個別許諾がスムーズになされ、利用者が望む著作物のコピーが簡単に入手でき、しかもコピーの対価が著作権者に支払われることになる。コピーマートは「コピーはいけない」という従来の権利処理に対する考え方に対して、契約を介すことによってあらかじめ権利者の許諾があるので「コピーができる」仕組みを構築しようとするものである。』第2図にその概念が示されている。コピーマートはコピーマーケットと著作権(その他の知的財産を含む)マーケットの二つのデータベースで構成される。前者は登録された著作物等、後者はそれを利用するための条件が内容である。研究会報告などで、幾つかの論文が含まれているとき、利用者は、コピーマートから自分が必要な部分だけを集めて自分でパッケージを編集することができる。

「コピーマート」はインターネット出版で刊行される高等研の研究報告書、選書その他の学術出版事業に応用されている。また、分子科学研究所で保管されている多環芳香族炭化水素化合物について、個々の化合物についての著作権処理済み参考文献、実験データに加えて、その試料までを提供できる「化学物質コピーマート」もほとんど完成している。今後多数の参加者による広い範囲をカバーする共同研究の成果の公表には、このコピーマートという概念は



第2図 コピーマート

非常に有用であると考えられる。

共同研究をめぐって、それが生み出す知的財産の取扱いと公表について、国際高等研究所で研究されている新しい考え方を紹介した。詳細は国際高等研究所ホームページ <http://www.iias.or.jp> およびコピーマート <http://www.copymart.gr.jp/> と下記の引用文献を参照されたい。

- 1) 金森順次郎：「国際高等研究所の近況と今後」，大阪国際サイエンスクラブ会報197号，2003年1月(新年号)
- 2) 北川善太郎：「次世代エレクトロニクス研究における产学連携」，ジュリストNo.1234，2002年11月15日号2頁

